

第9次草津市交通安全計画

～交通事故減少プラン～

草津市交通安全対策会議

ま え が き

交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、昭和45年6月、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定され、この法律に基づき、第1次草津市交通安全計画を策定して以来、これまで8次にわたり交通安全計画を策定し、計画に沿って各種施策を進めてきました。

第8次草津市交通安全計画（平成18年度～平成22年度）では、「交通事故実態を踏まえた安全対策の推進」等4つの視点を重点に、「めざ

せ・^{ゼロ}0挑戦・INくさつ」のスローガンを基に、年間の交通事故死者数をゼロとする目標を掲げて取り組みました。その結果、平成18年には前年の3人から1人へと減少させることができました。しかしながら、平成19年には3人へと増加に転じ、その後平成20年に4人となり、平成22年まで同水準で推移しています。このことから、道路交通事故により毎年多くの人々が命を落とすという事態を深刻に受け止め、一件でも多く悲惨な事故を減らすことが急務であります。

本市では、現在は人口増加の傾向にあるものの、平成32年をピークとして減少に転じると予想されております。また、早くも平成27年、遅くとも平成31年には少子超高齢社会の到来を控えて、特に団塊世代が高齢者となるここ5年間で一気に高齢者人口が増加し、高齢化が進むと見込まれています。

第9次草津市交通安全計画でも、引続き人命尊重の理念のもと、交通に関わる市民の安全と安心を確保し、究極的には交通事故のない草津市を目指します。とりわけ、高齢化率が21%以上となる超高齢社会の到来を控えて、交通安全対策を進める上での重点を①高齢者および子どもの安全確保②歩行者および自転車の安全確保③生活に密着した身近な道路および交差点における安全確保の3点としました。

そのため、市民一人ひとりの交通安全に対する意識改革を図り、まめバスや民間路線バス交通の活用等による交通総量削減対策、歩車分離や速度抑制、交差点等の安全対策といった交通環境の整備等、各種の交通安全対策を交通安全推進団体や企業、市民との協働のもとに推進し、道路交通の危険性を低減させ、より住み良いまち「草津」を目指します。

この、第9次草津市交通安全計画は、このような観点から、平成23年度から平成27年度までの5年間に講じるべき交通安全に関する

る施策の大綱を定めるものです。

目 次

基本理念等	1
第1章 道路交通の安全	3
第1節 道路交通事故のない草津市を目指して	3
1 道路交通事故の現状	3
2 草津市における死亡事故等の特徴	4
第2節 交通安全計画の目標	5
第3節 道路交通の安全についての対策	5
I 今後の道路交通安全対策を進める重点	5
1 高齢者および子どもの安全確保	5
2 歩行者および自転車の安全確保	6
3 生活に密着した身近な道路および交差点における安全確保	6
II 道路交通に関する安全施策	7
1 道路交通環境の整備	7
(1) 生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	8
(2) 幹線道路における交通安全対策の推進	9
(3) 交通安全施設等整備事業の推進	11
(4) 効果的な交通規制の推進	12
(5) 自転車利用環境の総合的整備	12
(6) 交通需要マネジメントの推進	13
(7) 災害に備えた道路交通環境の整備	14
(8) 総合的な駐車対策の推進	14
(9) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	15
2 交通安全思想の普及徹底	16
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	16
(2) 効果的な交通安全教育の推進	20
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	21
(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等	25
(5) 市民の参加・協働の推進	25
3 安全運転の確保	25
(1) 運転者教育等の充実	25
4 車両の安全性の確保	26
(1) 自動車の検査および点検整備の充実	26
(2) 自転車の安全性の確保	26
5 道路交通秩序の維持	27
(1) 交通の指導取締りの強化等	27
(2) 暴走族対策の強化	27
6 救助・救急活動の充実	28
(1) 救助・救急体制の整備	28
(2) 救急医療体制の整備	29
(3) 救急関係機関の協力関係の確保等	30
7 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進	30

(1) 損害賠償の請求についての援助等	30
(2) 交通事故被害者支援の充実強化	30
第2章 鉄道交通の安全	31
第1節 鉄道事故のないまちを目指して	31
第3章 踏切道における交通の安全	31
第1節 踏切道における交通の安全についての対策	31
1 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点	31
2 踏切道における交通に関する安全施策	31
(1) 踏切保安設備の整備および交通規制の実施	31
(2) 踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	32
(別表)【第9次草津市交通安全計画における重点アクションプラン】	33

基 本 理 念 等

～ 「交通事故減少プラン」 ～

1 基本理念

真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、市民の安全と安心を確保していくことが極めて重要です。そこで、人命尊重の理念に基づき、悲惨な交通事故による死者数が一人でも減るように取組むことはもちろんのこと、事故そのものが減少するようにも積極的に取組み、究極的には交通事故のない草津市を目指します。

2 計画期間

平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

3 計画の考え方

交通事故のない社会は、一朝一夕に実現できるものではありませんが、悲惨な交通事故の防止に向け、今、新たな一歩を踏み出さなければなりません。本計画を実現するため講じる施策は、次のような考え方で進めます。

(1) 人優先の交通安全思想

高齢者、障害者、子ども等の交通弱者に配慮し、思いやる「人優先」の交通安全思想を基本として施策を推進します。

(2) 交通社会を構成する三要素

交通社会を構成する①人間、②車両等の交通機関、③それらが活動する場としての交通環境という三つの要素について、それら相互関連を考慮しながら、施策を推進します。

ア 人間に対する安全対策については、運転する人間の知識・技能向上、交通安全意識の徹底、歩行者等の交通安全意識の徹底、指導の強化等を図り、交通安全に関する教育および普及啓発活動を充実させます。

また、関係機関・団体等と連携を図り、市民が計画段階から自主的に参加できる仕組みづくり等を取り入れ、市民参画、協働型の交通安全活動を推進します。

イ 車両に対する安全対策としては、日常的な点検を呼びかけ、車両本来の構造、設備、装置等の安全性の維持を図ります。

ウ 交通環境に係る安全対策としては、安全性の高い道路網の整備、交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進、交通に関する情報提供の

充実、交通安全施設の老朽化対策を図ります。

また、交通事故減少に向けてのアクションプランとして、重点的かつ効果的な各種施策を策定し、それを実施していくことで、交通事故を減少させ、死者数ゼロを目指します。

第1章 道路交通の安全

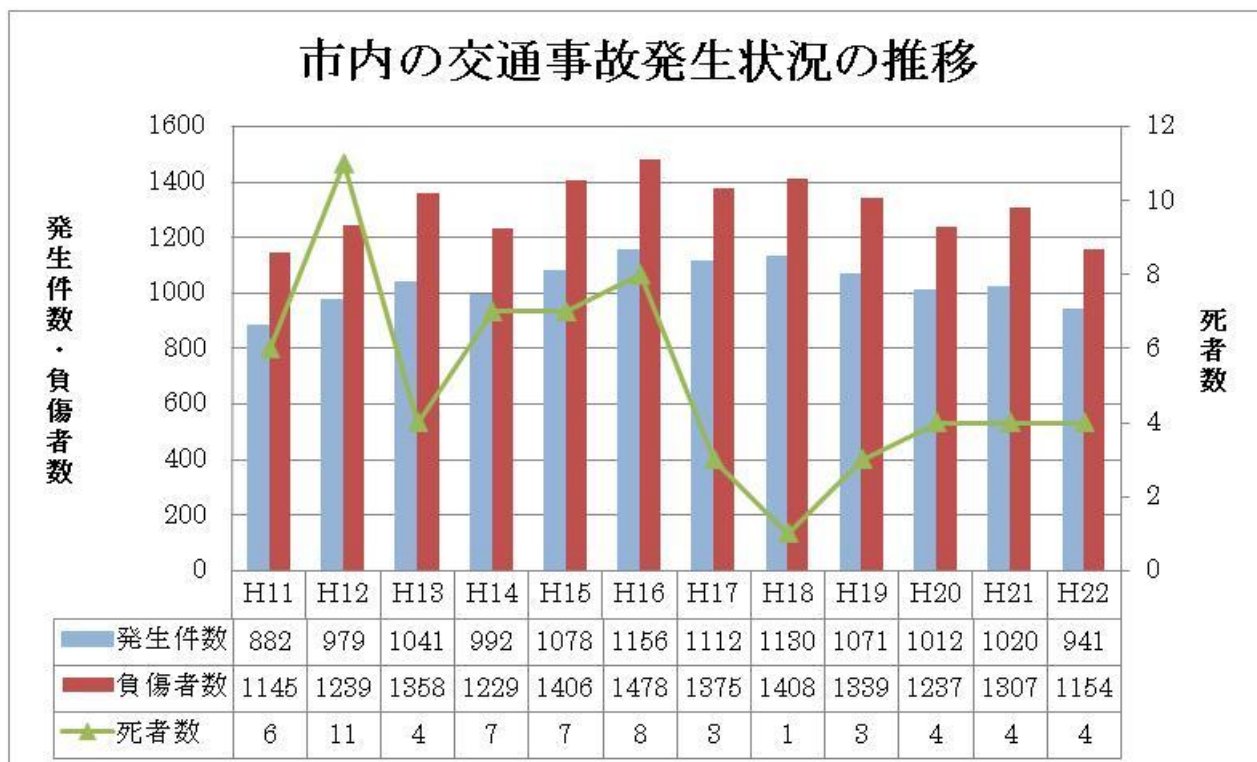
第1節 道路交通事故のない草津市を目指して

1 道路交通事故の現状

本市の道路交通事故は、平成18年に事故発生件数1,130件、死者数1人、負傷者数1,408人を数え、その後増減を繰り返しながら、平成22年には、事故発生件数941件、死者数4人、負傷者数1,154人となり、第8次草津市交通安全計画の目標に掲げた「交通死亡事故ゼロ」という目標は達成することができませんでした。

この死者数のうち約半数が65歳以上の高齢者であるため、高齢者の交通事故防止対策が今後重要であると考えます。

また、本市は東海道と中山道が分岐・合流する宿場町として栄え、現在も国土交通軸上の一端を担い、京阪神に距離が近い等、地理的条件にも恵まれており、通過交通やレジャー交通の増加のほか、人口、免許人口および自動車保有台数が今後も増加していくことが見込まれ、道路交通事故発生件数は県内でも高い状態で推移しています。



2 草津市における死亡事故等の特徴

(1) 高齢者の交通死亡事故が多い

過去5年間の高齢者（65歳以上）の交通事故死者数は、全交通事故死者数の約半数を占めています。また、その要因としては歩行中や自転車乗用中に多くを占めています。

(2) 若年層における自転車事故が多い

過去5年間の本市の事故総数に占める自転車事故の割合は、平均して約22%と高い水準で推移しており、滋賀県の発生比率よりも高くなっています。

また、高校生から29歳までの若年層による事故が多く、信号無視や一時不停止等、交通違反が要因となる事故が多数を占めています。

(3) 交差点での事故が多い

市内では、平日の朝夕の通勤時間帯に交通事故が多く発生しており、交差点や交差点付近で出会頭事故や追突等の事故が多く発生しています。

◎過去5年間の交通事故に占める自転車事故の割合

年	草津市交通事故発生件数	内自転車事故件数	割合	県の割合
18	1127件	260件	23.0%	15.0%
19	1072件	229件	21.3%	16.7%
20	1011件	250件	24.7%	17.6%
21	1020件	207件	20.2%	18.2%
22	941件	201件	21.3%	18.0%

第2節 交通安全計画の目標

1 道路交通事故の見通し

本市の人口は、現時点では増加していますが平成32年におよそ13万人でピークに達した後、減少に転じると予想されています。また、本市においても早くも平成27年、遅くとも平成31年には高齢化率が21%以上となる、少子超高齢社会の到来が現実のものとなり、特に団塊の世代が高齢者となる今後5年間で一気に高齢者人口が増加し、高齢化が進むと見込まれています。中でも高齢者の運転免許人口の増加は、今後、道路交通に大きな影響を与えるものと考えられます。

こうした状況の中、高齢者の車両運転中の事故の増加は勿論のこと、歩行中・自転車乗用中の事故の増加も憂慮すべき事態となることが懸念されます。

2 第9次草津市交通安全計画における目標（平成27年までに）

本市においては「交通事故ゼロ」への実現が究極の目標であり、年間の死者数のみならず、交通事故そのものや負傷者数の減少を目指します。

第3節 道路交通の安全についての対策

I 今後の道路交通安全対策を進める重点

目標に向けて、II（道路交通に関する安全施策）に掲げる交通安全対策を実施するにあたり、次の3点を重点に推進します。

1 高齢者および子どもの安全確保

今後、本市の高齢化が急激に進むことが確実な中、高齢者が安全にかつ安心して外出や移動ができる交通社会を形成する必要がある、日常の移動手段や方法の違いに応じた諸対策を推進します。

また、安心して子どもを生子、育てることができる社会を実現するには、子どもを交通事故から守る観点からも交通安全対策が一層求められます。

このため、子どもの安全を確保する観点から、通学路等において歩道等の歩行空間の整備を積極的に推進していきます。

(1) 総合的な交通安全対策の推進

歩行者、自転車または自動車利用等の交通手段の違いによって、それぞれの交通手段に応じた交通安全対策を推進します。また、交通安全教室や各種啓発活動等も併せて行い、高齢者および子どもが事故の当事者とならないようにするための対策を推進します。

(2) 道路交通環境の整備

高齢者の意見を反映した歩道等の交通安全施設等の整備や効果的な交通規制の推進等、高齢者にやさしい道路交通環境の整備を進めます。

(3) 関係機関との連携強化

草津市老人クラブ連合会、地域の交通安全会、その他関係機関・団体等と連携し、地域に密着した交通安全活動を推進します。

また、草津栗東地区交通対策協議会の幹事である、県、栗東市、草津警察署、草津・栗東交通安全協会、草津・栗東安全運転管理者協会との連携を強化しながら効果的な交通事故防止活動に取り組めます。

2 歩行者および自転車の安全確保

交通政策上、歩行者・自転車は自動車と比較して弱い立場にあることから、歩行者、自転車利用者を保護し安全を確保する対策を推進します。しかし、最近、自転車利用者が被害者になるだけでなく加害者となる交通事故も増加していることから、自転車の安全利用についての対策を推進します。

(1) 安全な通行空間の確保

自動車運転者の意識としては、自動車中心となりがちですが、あくまでも歩行者が最優先であるという人優先の考えのもと、安全な通行空間の確保を進めます。また、自転車と歩行者との分離を進めるため、車道、自転車道、歩道の整備を進め、歩行者と自転車利用者が安全に利用できるよう整備を推進します。

(2) 交通安全教育の推進

自転車利用者については、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なため、ルールやマナー違反による交通事故が多いことから、交通安全教育等の充実を図ります。

3 生活に密着した身近な道路および交差点における安全確保

(1) 生活に密着した身近な道路における安全確保

歩行者、自転車利用者を保護し、市民が道路交通の安全を体感することができるようにするため、車両の走行速度抑制を図るための道路交通環境の整備や、幹線道路からの自動車の流入を防止するための幹線道路における交通円滑化対策等、総合的な対策を推進します。

(2) 交差点における安全確保

交差点（交差点付近を含む。）の交通事故を防止するため、実態に応じた交通安全施設の設置を進めます。

また、市民全てが交通事故の危険性を認識し、交通事故を起こさない交通事故に遭わないという行動を実践するための、広報啓発活動を推進します。

II 道路交通に関する安全施策

1 道路交通環境の整備

【第9次草津市交通安全計画における重点アクションプラン】

- 生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
 - ・あんしん歩行エリア対策の推進
 - ・路側帯カラー舗装整備事業
 - ・草津駅、南草津駅円滑化促進（バリアフリー化）事業
- 幹線道路における交通安全対策の推進
 - ・事故分析の充実および事故対策のノウハウの蓄積・活用の実施
- 交通安全施設等整備事業の推進
 - ・通学路対策事業（スクールゾーン等設置事業）
 - ・区画線および防護さくの整備
- 自転車利用環境の総合的整備
 - ・自転車歩行者道、自転車道、自転車レーン等の整備
 - ・南草津駅東口における新設駐輪場の整備事業
 - ・自転車安全環境推進事業にかかる補助金の交付
- 交通需要マネジメントの推進
 - ・コミュニティバス「まめバス」の運行
- 災害に備えた道路交通環境の整備
 - ・道路、橋梁等の補修、補強
 - ・災害発生時における迅速、的確な交通規制の実施
- 総合的な駐車対策の推進
 - ・草津駅前地下駐車場の利用促進
 - ・放置駐車違反に対する取締り活動の強化
- 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
 - ・道路パトロールの実施
 - ・地域ぐるみの学校安全推進事業（スクールガード活動事業）の実施

(1) 生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

生活に密着した身近な道路等において、「人」の視点に立った交通安全対策を推進し、自動車、自転車、歩行者等の異種交通が分離された安全な道路交通環境の整備に努めます。

ア 生活に密着した身近な道路における交通安全対策の推進

(ア) 「あんしん歩行エリア」等の対策

「あんしん歩行エリア¹」等について、歩道整備、車両速度の抑制、通過交通の抑制、歩行者と自転車の通行分離対策の推進等の面的かつ総合的な事故抑止対策を、地域市民参画の下で実施します。

このため、地域市民が参画し、ワークショップ²等を通じて関係者間での合意形成のもと、様々な対策メニューの中から地域の実情を踏まえた適切な対策を選択して、その実施に取り組めます。

(イ) 交通規制等による対策

生活に密着した身近な道路における歩行者・自転車利用者の安全を確保するため、道路標識・道路標示の高輝度化や信号灯器のLED化、路側帯の設置・拡幅等の交通流円滑化対策を実施するとともに、「草津市バリアフリー基本構想」の生活関連経路を構成する道路を中心にバリアフリー対応型信号機³を整備するよう、滋賀県公安委員会へ働きかけます。

(ウ) 道路管理者による対策

歩道の整備等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークづくりを進めていきます。

また、住宅街への通過車両の進入を抑え、歩行者等の安全確保と生活環境の改善を図るため、看板等の設置や道路標識・道路標示の設置に努めます。

イ 通学路の歩道整備等の推進

通学路、通園路等における歩道整備を推進します。市街地等歩道整備が困難な地域においては、路肩のカラー舗装や防護さく設置の簡易な方法を含めて、安全・安心な歩行空間の創出を推進します。また、通学路マップ等により、児童の交通安全意識の高揚を図ります。

¹ あんしん歩行エリア:歩行者および自転車利用者の安全な通行を確保するため、交通安全施設等の整備を重点的に行う必要があるとして、警察庁と国土交通省が合同で指定する地域

² ワークショップ:市民参加型の活動形態の一つで、地域にかかわるさまざまな立場の人々が自ら参加して、地域社会の課題を解決する共同作業とその総称

³ バリアフリー対応型信号機:音響により信号表示の状況を知らせたり、押ボタン等の操作により歩行者用信号の青の時間を延長したりすることのできる機能を有する

ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

- (ア) 草津市バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区に定められた草津駅、南草津駅の周辺地区等における生活関連経路は、可能な限り移動等円滑化基準に沿って整備を行い、準生活関連経路については、沿道状況等を加味しながら可能な限り歩きやすい歩道の整備を目指します。また、歩道部における段差の解消や誘導用ブロックの設置等を行い、「安心・安全・快適に移動できる道路整備」を目指します。
- (イ) 官公庁施設や商業施設等の建築物、都市公園、路外駐車場等の生活関連施設についても各施設管理者と調整を図りながら、段差の解消や点字ブロックの設置等、可能な限り移動経路のバリアフリー化を行うとともに、わかりやすい案内表示や職員教育を行い、「すべての人が利用しやすい施設」を目指します。
- (ウ) 歩道の段差・傾斜・勾配の改善、信号機のバリアフリー化、横断歩道設置位置の改善、エスコートゾーン¹、歩行者用休憩施設、自転車駐車場、障害者用の駐車ます等を有する自動車駐車場等の整備を促進します。
- (エ) 高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化等の実施について、滋賀県公安委員会へ働きかけます。

エ 無電柱化の検討

安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上（断線等の防止）等の観点から、「無電柱化に係るガイドライン」に基づき、まちなかの幹線道路だけでなく、歴史的街並みを保存すべき地区等における道路も含めて、無電柱化の実施に向け検討を進めます。

(2) 幹線道路における交通安全対策の推進

ア 成果を上げるマネジメントの推進

交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクル²を適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう、次の手順により「成果を上げるマネジメント」を推進します。

- (ア) 死傷事故率の高い区間や地域の交通安全の実情を反映した区間等、事故の危険性が高い特定の区間を第三者の意見を参考にして選定します。

¹ エスコートゾーン：視覚障害者が安全に、最短距離で横断歩道を渡ることができるように、横断歩道の中央付近に敷設した誘導ブロックのこと

² マネジメントサイクル：交通安全対策を計画（Plan）→実行（Do）→検証（Check）→改善（Action）の手順

(イ) 事故データや対策効果データを活用し、事故要因に即した効果の高い対策を立案・実施します。

(ウ) 対策完了後は、対策の効果を分析・評価し、必要に応じて追加対策を行う等、評価結果を次の新たな対策の検討に活用します。

イ 事故危険箇所対策の推進

事故危険箇所においては、滋賀県公安委員会へ信号機の新設・機能の高度化、歩車分離式信号の運用等を要望し、道路標識の高輝度化等、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置および防護さく、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を実施します。

ウ 重大事故の再発防止

重大な死亡事故等が発生した時は、関係機関・団体が連携し、道路交通環境の視点から事故発生の要因を調査するとともに、発生要因に対応した対策を早急に実施し、同種事故の再発防止を図ります。

エ 適切に機能分担された道路網の整備

(ア) 機能に応じた道路の体系的整備を進めるとともに、他の交通機関と適切に連携した道路および歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の分離を図ります。

(イ) 都市計画道路等の整備を進め、市街地における道路の著しい混雑、交通事故の防止、通過交通車両の削減と分散を図ります。

(ウ) 幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等では、生活環境を向上させるため、通過交通車両の幹線道路への転換を図ります。

オ 改築等による交通事故対策の推進

交通事故を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、道路の改築事業を推進します。

(ア) 歩行者および自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、既存道路の拡幅による歩道の設置、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道の設置等、道路の改築事業を推進します。

(イ) 交差点およびその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化¹を推進します。また、歩行者等であふれる交差点の滞留部の拡張化も推進します。

(ウ) 商業地区等における歩行者および自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、これらの者の交通量や通行の状況に即して、幅の広

¹交差点のコンパクト化：横断歩道を交差点の中央側へ移設することで、視認性向上、速度抑止を図る交差点の安全対策の一つ

い歩道、自転車道等の整備を進めます。

- (エ) 交通混雑が著しい市街地、鉄道駅周辺等において、人と車の交通を体系的に分離するとともに、歩行者空間の拡大を図るため、地区周辺の幹線道路、交通広場等の総合的な整備を進めます。

カ 交通安全施設等の高度化

- (ア) 道路の構造および交通の実態を考慮して、交通事故が発生する危険性が高い場所等に信号機の設置を行うよう滋賀県公安委員会へ働きかけるとともに、既存の信号機についても、交通状況の変化に合理的に対応できるように、集中制御化、系統化、速度感応化等の機能の高度化改良を働きかけます。

- (イ) 交通の安全を確保するため、高輝度の道路標識の整備を進めます。

また、依然として多い夜間事故に対処するため、道路照明・視線誘導標等の設置を推進します。

(3) 交通安全施設等整備事業の推進

滋賀県公安委員会および道路管理者が連携し、道路の構造や交通事故の調査・分析を行いつつ、信号機や横断歩道、ガードレールやカーブミラー・道路標識・路面標示・区画線等の交通安全施設整備を実施することにより交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図ります。

ア 歩行者・自転車対策および生活に密着した身近な道路対策の推進

「あんしん歩行エリア」をはじめ、事故の危険性が高い交差点等を対象に、総合的な事故抑止対策を実施します。

また、「草津市バリアフリー基本構想」に定める生活関連経路を構成する道路において、信号機のバリアフリー化や歩道の段差、勾配の改善、誘導用ブロックの設置等歩行空間のバリアフリー化および通学路における安全安心な歩行空間の確保を進めます。

さらに、自転車利用環境の整備、無電柱化の検討、踏切道における交通安全意識の向上を図ることで、歩行者・自転車の通行の安全確保を図ります。

イ 幹線道路対策の推進

交通事故が多発している幹線道路の交差点等において、警察と道路管理者等が協議し、交通事故危険箇所として選定のうえ、集中的に交通安全施設等を整備し、交通事故の抑止を図ります。

ウ 交通円滑化対策の推進

信号機の高度化、交差点の立体化等を検討するほか、駐車対策や自動車交通から公共交通機関等への利用者の転換により、道路交通の円滑化を推

進していきます。なお、道路交通円滑化に際しては、環境負荷の軽減や中心市街地の活性化等の観点も踏まえながら進めます。

エ 道路交通環境整備への市民参加の促進

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を生かすため、地域市民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う「交通安全総点検」を進めるとともに、道路利用者等の意見や「道の相談室」¹等を活用し、道路交通環境の整備に反映します。

オ 暮らしのみちゾーンの形成

一般車両の居住地区内への流入を抑制する等、交通安全の確保と生活環境の質の向上を図る「暮らしのみちゾーン」の形成に取り組めます。

また、歩行者優先の道路、道路のバリアフリー化、無電柱化、自転車利用環境の整備等の施策を展開する、人にやさしい街・みちづくりのための総合対策を実施するモデル地区の構築を進めます。

(4) 効果的な交通規制の推進

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、道路網全体の中でそれぞれの道路の社会的機能、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通の流れ・交通量の状況等地域の実態等に応じ、交通規制を見直して効果的な交通規制が実施できるよう滋賀県公安委員会に働きかけます。

(5) 自転車利用環境の総合的整備

ア 自転車を公共交通機関と組み合わせ、環境に配慮した「エコ交通」の充実に向け、自転車を安全かつ円滑に利用できる自転車利用環境を整備するために、自転車専用レーンの設置、自転車と歩行者との通行帯を区分したカラー舗装での歩道整備等を実施し、自転車走行空間の創出を推進します。

また、あんしん歩行エリアにおいて、自転車にICタグを使用した社会実験を行っているモデル地域（玉川学区）で自転車推奨ルートの設定等の地域主体のルールづくりを行うなど、今後、地域と連携した対策の拡大を図ります。

イ 自転車等の駐輪対策を総合的かつ計画的に推進するため、草津市自転車等放置防止対策協議会の開催、自転車等の駐輪需要の多い地域および今後駐輪需要が著しく多くなることが予想される地域を中心に自転車等の駐輪場整備事業を推進します。

ウ 草津駅、南草津駅周辺等における放置自転車等の問題解決のため、市、警察、鉄道事業者等と協力し、効率的・総合的な自転車駐車場の整備を進める

¹ 「道の相談室」：国土交通省地方整備局、地方自治体、道路関連公団等が連携して運営する道に関する相談窓口

とともに、「草津市自転車等駐車秩序の確立に関する条例」により、駅前広場および道路に放置されている自転車等の整理および撤去の推進を図ります。

特に、「草津市バリアフリー基本構想」で定める重点整備地区内における生活関連経路を構成する道路においては、高齢者、障害者等の移動の円滑化に資するため、自転車等放置禁止区域内であることを呼びかける広報啓発に努めます。

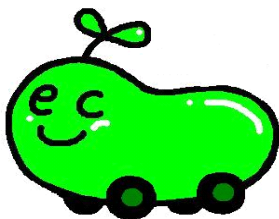


(6) 交通需要マネジメントの推進

道路交通渋滞の緩和と道路交通の安全と円滑化を図るため、道路の整備や交差点の改良等の交通容量の拡大策、交通管制機能の高度化等に加えて公共交通機関利用の促進、自動車利用の効率化等を推進します。

ア 公共交通機関利用の促進

公共交通空白地・不便地の解消を図るとともに、公共交通機関による市内移動の利便性向上を図ることを目的とした、コミュニティバス「まめバス」の運行を図ります。また、誰もが移動しやすい公共交通の路線図の作成や、バスのバリアフリー化、わかりやすいバス案内の表示を促進します。



併せて、鉄道・バス事業者による運行頻度・運行時間の見直し、乗り継ぎ改善等により、利用者の利便性の向上を図るように働きかけるとともに、鉄道駅・バス停までのアクセス確保のために、パークアンドライド駐車場の利用促進、自転車駐車場、自転車専用レーン等の整備を推進し、交通の接続や連絡機能の強化を図ります。

イ 自動車利用の効率化

効率的な自動車利用を推進するために、通勤時等の自動車相乗りの促進に努め、乗用車の平均乗車率を高めます。また、自動車から排出される二酸化炭素の削減や、交通渋滞緩和等の利点があるカーシェアリングの普及にも努めます。

(7) 災害に備えた道路交通環境の整備

ア 災害に備えた道路の整備

地震、豪雨等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通を確保することとし、東日本大震災等の大規模地震災害を踏まえ、大規模地震の発生時においても、被災地の救援活動や緊急物資輸送に不可欠な緊急輸送道路を確保するため、「草津市地域防災計画」における「橋梁、高架の道路等災害予防計画」に基づき、日頃から道路、橋梁等の補修、補強に努めます。

イ 災害に強い交通安全施設等の整備

地震、豪雨等に強い注意標識、通行規制標識、通行止標識等の交通規制資機材の設置および整備に努めるほか、応急仮復旧に必要な土のうや凍結防止融雪剤等の資材を使用した効果的な整備を進めます。

ウ 災害発生時における交通規制

災害発生時には、「草津市地域防災計画」に基づき、必要に応じて緊急交通路を確保するとともに、混乱を最小限に抑えるため、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施します。

また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による通行禁止等の交通規制を的確かつ迅速に行うため、信号制御により被災地への車両の流入を抑制するとともに、迂回指示・広報を行い、あわせて災害の状況や交通規制等に関する情報を提供する交通情報板等の整備をするよう滋賀県公安委員会に働きかけます。

(8) 総合的な駐車対策の推進

道路交通の安全と円滑を図り、都市機能の維持および増進に寄与するため、交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進します。

ア 秩序ある駐車場の推進

道路環境、交通実態、駐車需要等の変化に伴い、より良好な駐車秩序を確立するため、時間、曜日、季節等による交通流量の変化と、道路の区間ごとの交通環境や道路構造の特性から現行規制の見直しを行い、駐車場の効用にも十分配慮して、個々の時間および場所に応じたきめ細かな駐車規制を推進するよう関係機関に働きかけます。

イ 駐車場等の整備

路上における無秩序な駐車を抑制し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、駐車場の整備と有効利用を推進します。

既存駐車場の有効利用を図るため、駐車場案内システム・駐車誘導シス

テムの整備を進めます。また、郊外部から市街地への過剰な自動車流入を抑制し、交通の混雑を回避するためのパークアンドライド普及のために、駐車場等の利用促進を進めます。

(9) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

ア 道路の使用および占用の適正化等

(ア) 道路の使用および占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用および占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理について指導します。

(イ) 不法占用物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態把握、強力な指導取締りを行い、特に市街地について重点的に実施します。

さらに、道路上から不法占用物件等を一掃するため、不法占用等の防止を図るための啓発活動を積極的に行い、道路の愛護思想の普及を図ります。

(ウ) 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整します。

さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の実施に向け検討を進めます。

イ 子どもの遊び場等の確保

路上遊戯等による子どもの交通事故防止や、子どもの遊び場不足の解消と良好な生活環境づくりを図るため、児童公園等の整備を推進します。

ウ 道路法に基づく通行の禁止または制限

道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊または異常気象等により交通が危険であると認められる場合等には、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止または制限を行います。重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止または制限に対する違反の防止が図られるよう関係機関に働きかけます。

2 交通安全思想の普及徹底

【第9次草津市交通安全計画における重点アクションプラン】

- 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
 - ・ 幼児、小中高大学生および老人クラブ等での交通安全教室の実施
 - ・ 交通安全高齢者師範学校の開催
- 効果的な交通安全教育の推進
 - ・ 模擬道路、模擬信号機等を活用した交通安全教室の実施
 - ・ ジュニアリーダーの育成
- 交通安全に関する普及啓発活動の推進
 - ・ 春の全国交通安全運動街頭啓発の実施
 - ・ 夏の交通安全県民運動での啓発活動
 - ・ 秋の全国交通安全運動街頭啓発の実施
 - ・ 年末の交通安全県民運動移動啓発の実施
- 市民の参加・協働の推進
 - ・ 学区、地区別事故防止啓発運動の実施
 - ・ 交通安全対策推進事業補助金の交付

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の交通環境に応じて、交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践するとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的技能および知識を習得させることが目標です。

幼稚園・保育所（園）では、家庭および関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動等を通じて交通安全教育を計画的かつ継続的に行うことが大切です。また、交通安全教育を効果的に実施するため、紙芝居や視聴覚教材等の利用や、体験をさせる等分かりやすい指導に努めるとともに、草津市の交通指導員（わかばチーム）の派遣、教職員の指導力の向上および教材・教具の整備や貸出を推進します。

関係機関・団体は、幼児の心身の発達や交通状況等の地域の実情を踏まえた幅広い教材・教具・情報の提供等を行うことにより、幼稚園・保育所（園）等で行われる交通安全教育の



支援を行うとともに、幼児の保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行する等、家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等の開催に努めます。

イ 児童に対する交通安全教育の推進

児童に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の交通環境に応じて、歩行者および自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する能力および技術を高めることが目標です。

小学校では、家庭および関係機関・団体等と連携・協力し、「体育科」、「道徳の時間」、「学級活動・児童会活動・学校行事等の特別活動」、「総合的な学習の時間」等を中心に、学校教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車等の乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味および必要性等について交通安全教育を実施します。

また、小学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、指導用参考資料等を作成・配布します。

関係機関・団体は、小学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、児童に対する補完的な交通安全教育を推進します。



児童の保護者等に対しては、日常生活の中で児童の模範的となる行動をとり、歩行中、自転車乗用中等実際の交通の場面で、児童に対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう保護者を対象とした交通安全講習会等を開催します。

さらに、交通ボランティアによる通学路における通学児童に対する安全な通行の指導、児童の保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進します。

ウ 中学生に対する交通安全教育の推進

中学生に対する交通安全教育は、通学や日常生活での使用頻度が飛躍的に増加する自転車の安全利用を確保するため、基礎的な交通法規を十分に習得させるとともに、正しい交通マナーで思いやりをもって、自己の安全確保とともに、周囲の人々の安全にも配慮できるようにすることが目標です。

中学校では、家庭および関係機関・団体等と連携・協力し、「保健体

育科」、「道徳の時間」、「学級活動・生徒会活動・学校行事等の特別活動」、「総合的な学習の時間」等を中心とした学校教育活動全体を通じて、交通ルールを守るということや交通違反を伴う危険運転を許さないという意識を醸成するとともに、歩行者・自転車利用者の心構え、自動車等の特性を学習し、危険の予測と回避能力を身につけ交通事故防止について指導教育を実施します。

また、中学生が、小学生に対し自転車の正しい乗り方を教示する機会を設ける等して、自発的な活動による安全意識の向上を図ります。

関係機関・団体は、中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、保護者対象の交通安全懇談会や中学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

エ 高校生に対する交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育は、二輪車および自転車の利用者として安全に道路を通行するために、正しい交通ルールとマナーを習得させ、交通社会の一員として規範意識を確立し、自他の生命を尊重する等責任を持って行動することができる社会人を育成することが目標です。

高等学校では、家庭および関係機関・団体等と連携・協力し、学校教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、道路上の危険の予測と回避、車両の運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めます。また、生徒の多くが、近い将来、運転免許を取得することから、免許取得前に飲酒運転や無謀運転等の交通違反を許さないという意識の醸成を行います。

また、高等学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、指導用参考資料等を作成・配布し、教職員が行う日常的な交通安全指導を補佐します。

関係機関・団体は、高等学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、高校生および相当年齢者に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

オ 大学生・成人に対する交通安全教育の推進

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時および免許取得後の運転者の教育を中心として行います。

運転免許取得時の教育は、自動車教習所における教習が中心となることから、教習水準の一層の向上に努めるよう働きかけます。

免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能および技術、特に危険予測・回避能力の向上を目指します。さらに、交通事故の悲惨さや事故被害者の心情に対して理解し、交通安全意識・交通マナーの向上に努め、交通ルールの遵守等の規範意識の確立を目標とした公安委員会が行う各種講習、自動車教習所、民間の交通安全教育施設等が受講者の特性に応じて行う運転者教育および事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育等を通じて安全で思いやりを持った運転の励行を促します。また、社会人を対象とした各種交通安全教育、交通安全のための諸活動、各関係機関・団体・ボランティア等による活動への参加を促進します。

事業所は、安全運転管理者、運行管理者等を法定講習、指導者向けの研修会等へ積極的に参加させ、事業所における自主的な安全運転管理の活発化に努めます。



大学生等に対しては、学生の自転車・二輪車・自動車等の利用実態に応じ、関係機関・団体等と連携し、交通社会の一員であることを認識させるとともに社会的責任をしっかりと果たすことを目的に交通安全指導・教育の充実に努めます。また、小・中・高等学校等と連携し、大学生による

児童・生徒への交通安全指導や自転車安全利用へのアドバイス等の場を設け、交通安全指導者としての自覚を育て、年長者による年少者への交通安全意識や技術の伝達を図ります。

カ 高齢者に対する交通安全教育の推進

近年の交通死亡事故において、死者数全体に占める65歳以上の高齢者の死者数が約半数を占めていることを踏まえ、高齢者に対する交通安全教育を充実させていきます。

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行中または運転中の行動や状況判断の遅れとなって及ぼす影響を理解させるとともに、道路形状や交通状況に応じた安全通行を習得させることが目標です。

高齢者に対する交通安全教育を推進するため、本市は交通安全指導員（わかばチーム）が、参加・体験型の交通安全教室を推進します。草津市老人クラブ連合会、地域の交通安全会、その他関係機関・団体等と連携して、高齢者の交通安全教室等を開催するとともに、社会教育活動・福祉活動、各種の催し等の多様な機会を有効に活用した交通安全教育を実施します。また、各種会合に出る機会が少ない高齢者を対象に、家庭訪問による個別での指導・助言、反射材用品の活用等交通安全用品の普及等が地域ぐるみで行われるように努めます。



また、高齢者の交通事故を減少させるため、市内在住の高齢者に地域の交通安全のリーダーとして活動してもらうことを目的に、草津栗東地区交通対策協議会の取組みとして、毎年交通安全高齢者師範学校を開校しています。師範学校では、夜間の視認性や車両のスピード感覚を体験できる講座や交通事故時の応急処置等の救急法、自転車の運転技能を認識する講座等を開設し、受講生に体験してもらい、周囲の方へも事故防止の技術や知識を広めていくことで危機管理意識の向上を図り、今後も継続して実施していく中で、より充実した講座内容になるよう努めます。

キ 障害者に対する交通安全教育の推進

障害のある方に対しては、模擬道路を活用して実際に通行しながら信号の見方や道路の渡りかた等を指導する等、障害の程度や年齢に合わせて教師や介護者と協力をしながら、体験型の交通安全教育を推進します。

ク 外国人に対する交通安全教育の推進

外国人に対し、日本の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的として、交通安全教育を推進するとともに、最近の国際化の進展を踏まえ外国人向け教材の充実を図り、効果的な交通安全教育に努めます。

（２）効果的な交通安全教育の推進

交通安全教育を行うに当たっては、受講者が安全に道路を通行するために必要な技能および知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験型の教育方法を積極的に活用します。

交通安全教育を行う機関・団体は情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣および情報

の提供等を実施し、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進します。

また、受講者の年齢や利用交通手段に応じた指導者の養成・確保を行い、教材等を充実するとともに事故等の情報を活用する等教育手法の開発・導入に努めます。

さらに、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材の見直しを行う等、常により効果的な交通安全教育の実現を目指します。

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 交通安全県民総ぐるみ運動の推進

市民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組みを推進するため「交通安全県民総ぐるみ運動」を受け、重点を定めて草津栗東地区交通対策協議会の推進機関・団体等が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開します。

イ 交通安全運動の推進

交通安全運動の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広く市民に周知し、市民参加型の交通安全運動を実施します。

また、地域の実情に即した効果的な運動を実施するため、交通事故状況、地域の交通環境の特性、市民のニーズ等を踏まえた運動重点を定め、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体お



よび交通ボランティアの参加を得て、参加・体験・実践型の交通安全指導等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を推進します。

さらに、事後に、運動の効果を検証、評価することにより、より一層効果的な運動を展開します。

ウ 自転車の安全利用の推進

自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、自転車安全利用五則（H19.7.10 中央交通安全対策会議、交通対策本部決定）

を活用し、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発を実施します。特に、自転車の歩道通行時におけるルールについての周知・徹底を図ります。

自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加するものとしての十分な自覚・責任が求められることから、そうした意識の啓発を図ります。

また、夕暮れの時間帯から夜間にかけて自転車の事故が多発する傾向にあることから、自転車の灯火の早め点灯や自転車の側面等への反射材の取付けを促します。

さらに、自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施に努めます。幼児・児童の自転車用ヘルメットの着用や安全性に優れた幼児二人乗用自転車の活用による被害軽減効果について、理解を促します。



エ すべての座席におけるシートベルト着用の徹底

シートベルトの着用効果および正しい着用方法について、市町、関係機関・団体等と協力して、あらゆる機会・媒体を通じて積極的に普及啓発活動を展開し、すべての座席におけるシートベルト着用の徹底を図ります。

～滋賀県の着用率（平成22年10月、警察とJAFの合同調査）～

○ 一般道におけるシートベルト着用率

- ・運転席…95.0%（全国平均97.3%）
- ・助手席…85.1%（全国平均92.2%）
- ・後部座席…20.4%（全国平均33.1%）

○ 高速道路におけるシートベルト着用率

- ・運転席…99.5%（全国平均99.2%）
- ・助手席…95.2%（全国平均97.0%）
- ・後部座席…71.6%（全国平均63.7%）

オ チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果および正しい使用方法について、着用推進シンボルマーク等を活用し、幼稚園・保育所（園）、病院等と連携し

て保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図ります。

～滋賀県のチャイルドシート使用率 (平成22年4月、警察とJ A Fの合同調査)～ 59.3% (全国平均56.8%)

カ 反射材の普及促進

夜間における歩行者および自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材の視認効果、使用方法等について、参加・体験型の講習会の実施および各種教室やイベントで積極的に啓発します。

反射材の普及に際しては、特定の年齢層に偏ることなく全年齢層を対象とします。特に、夜間の歩行中および自転車乗用中の交通事故死者数の占める割合が高い高齢者に対しては、交通安全教室や交通安全高齢者師範学校を通じて衣服や靴、鞆等の身の回り品、自転車や手押し車等への反射材の取り付けを働きかけ、児童については自転車用反射材の取り付けを指導します。そのほか一般には、安全運動の街頭啓発をはじめとした各種啓発活動において、キーホルダーやベルト等の身に着ける形状の反射材の普及に努めます。

キ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転の危険性や交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を行うとともに、草津・栗東安全運転管理者協会、酒類提供飲食店、酒類販売店、駐車場関係業者、タクシー・自動車運転代行業者等と連携して、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組みを推進し、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識を確立し、飲酒運転事故ゼロを目指します。

また、関係機関・団体は、高等学校・大学および教育委員会等と連携して、将来の運転者となる生徒・学生を対象として、飲酒運転の危険性および罪悪性を周知させ、飲酒運転を追放し根絶する交通安全意識および規範意識を醸成するための交通安全教育を実施します。

ク 交差点事故防止対策の推進

交差点での交通事故の多くは、信号無視や一時不停止、安全不確認等の基本ルールの不履行が原因であることから、交通ルールを遵守させ交

通事故を防止するため、関係機関・団体等が連携し、交通監視、街頭指導、啓発活動等を実施して、「止まる、見る、待つ」の交差点通行時の基本の周知徹底を図ります。

ケ 効果的な広報の実施

交通の安全に関する広報については、ラジオ、広報紙、インターネット等の広報媒体を活用して、具体的でわかりやすい内容を重点的かつ集中的に実施する等、実効の挙がる広報を行います。

(ア) 草津栗東地区交通対策協議会では、平成20年度よりホームページを稼働させたことにより、交通安全の啓発活動の開催予定や実施報告、交通事故の統計等、リアルタイムな周知が可能となったことから、今後もこのホームページの積極的な活用を推進します。また、市のホームページについても併せてその活用を推進していきます。

(イ) 家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーンや、行政と民間が一体となった各種の広報媒体を通じての集中的なキャンペーン等を積極的に行います。

(ウ) 交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きいことから、市広報紙等により市内全戸の家庭に浸透するきめ細かな広報の充実に努め、子ども、高齢者等を交通事故から守るとともに、家庭において飲酒運転等の危険運転を排除し、交通安全を啓発します。

(エ) 民間団体の交通安全に関する広報活動を支援するため、交通の安全に関する資料、情報等の提供を積極的に行うとともに、報道機関の理解と協力を求め、全体的気運の盛り上がりを図ります。

コ その他の普及啓発活動の推進

(ア) 夕暮れの時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転等による事故実態・危険性等を広く周知し、これら違反の防止を図るとともに、自動車および自転車の前照灯早め点灯運動、歩行者・自転車利用者の反射材の着用を推進します。

(イ) 市民が、交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を図ることができるよう、インターネット等を通じて事故データおよび事故多発地点に関する情報の提供に努めます。

(ウ) 交通安全活動に新しい知見を与え、交通安全意識の高揚を図ることを目的に、交通安全に関わる者や市民が参加できる啓発活動等を実施していきます。

(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等を充実する等、その主体的な活動を促進します。

また、交通安全対策に関する行政・民間団体間および民間団体相互間において定期的に連絡協議を行い、地域団体、自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に実施されるよう、交通安全運動等の機会に働き掛ける等、市民総ぐるみの交通安全活動を展開します。

さらに、交通指導員等が組織化されていない交通ボランティア等に対しては、資質の向上に役立つ支援を行い、その主体的な活動および相互間の連絡協力体制の整備を促進します。

特に、民間団体・交通ボランティア等が主体となった交通安全教育・普及啓発活動の促進を図るため、交通安全教育の指導者を育成するためのシステムの構築およびカリキュラムの策定に努めます。

(5) 市民の参加・協働の推進

交通の安全は、市民の安全意識により支えられており、市民自らが交通安全に関する自らの意識改革を進めることが重要であることから、交通安全思想の普及徹底にあたっては、行政、民間団体、企業等と市民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、市民の参加・協働を積極的に進めます。

3 安全運転の確保

【第9次草津市交通安全計画における重点アクションプラン】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○運転者教育等の充実<ul style="list-style-type: none">・交通安全高齢者師範学校での指導 |
|--|

(1) 運転者教育等の充実

単に知識や技能を教えるだけでなく、個々の運転者に応じた教育や交通事故被害者の手記を活用する等した講習等を行い、交通事故の悲惨さについて理解を深め、自らの身体機能や健康状態について自覚を促し、運転者の安全運転意識の高揚およびマナーを向上させるような教育を行っていくよう関係機関に働きかけます。

ア 高齢者に対する運転免許自主返納に対する支援の推進

運転経歴証明書に身分証明書としての機能を充実させることにより、運転免許自主返納者に対する支援に努めます。

あわせて、運転免許返納者が公共交通機関を利用しやすい仕組みを検討します。

イ シートベルト、チャイルドシートおよび乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

シートベルト、チャイルドシートおよび乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを積極的に取組みます。

4 車両の安全性の確保

【第9次草津市交通安全計画における重点アクションプラン】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○自動車の検査および点検整備の充実<ul style="list-style-type: none">・検査、点検整備における啓発PRポスターの掲示○自転車の安全性の確保<ul style="list-style-type: none">・交通安全教室、交通安全高齢者師範学校での自転車安全点検の指導 |
|---|

(1) 自動車の検査および点検整備の充実

自動車点検整備の推進や不正改造車の排除等の運動では、ポスターの掲示やインターネット等を活用し、積極的な広報活動を進めます。

(2) 自転車の安全性の確保

近年、対歩行者との事故等自転車の利用者が加害者となる事故が増加傾向にあることから、自転車の安全な利用と、自転車の事故を未然に防止するため、自転車利用者に対し定期的に自転車安全整備店において点検整備を受ける気運を醸成します。

また、点検整備の実施および自転車の正しい利用法等の指導を目的とした自転車安全整備制度の拡充を図るとともに、付帯保険により自転車による事故の被害者の救済を目的とするTSマーク¹の普及促進に努めます。

¹TSマーク：自転車安全整備店の自転車安全整備士が点検整備し、道路交通法に規定する普通自転車であることを確認して貼付するマーク。傷害保険および賠償責任保険が付帯されている。

さらに、夜間における交通事故防止と、自転車の視認性の向上を図るため、ライトの取り付けと点灯の徹底、反射器材の普及促進を図ります。

5 道路交通秩序の維持

【第9次草津市交通安全計画における重点アクションプラン】

○交通の指導取締りの強化等

- ・悪質、危険、迷惑性の高い違反に重点をおいた取締りの強化
- ・自転車利用者に対する指導取締りの推進

(1) 交通の指導取締りの強化等

一般道路においては、歩行者および自転車利用者の事故防止、ならびに事故多発路線等における重大事故の防止に重点をおいた交通指導取締りを効果的に推進するよう関係機関に働きかけます。

指導取締り体制を充実し、高齢者、身体障害者等の保護の観点に立った交通取締りを推進し、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、著しい過積載等の悪質、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りを強化するよう求めます。

さらに、自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止および歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対して積極的に指導警告を行うとともに、これに従わない悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置を推進するよう関係機関に働きかけます。

(2) 暴走族対策の強化

暴走族追放の気運を高揚させるため、関係機関・団体との緊密な連携を図るとともに、報道機関等に対する資料提供を積極的に行い、凶悪化する暴走族の実態が的確に報道させるよう努める等、広報活動を積極的に行い、また家庭、学校、職場、地域等において、青少年に対し、暴走族に加入しないよう適切な指導等を促進し、さらに、暴走族の解体、暴走族への加入阻止、暴走族からの離脱等の支援指導を徹底します。

暴走族問題と青少年の非行等問題行動との関連性に着目し、青少年育成団体等との連携を図る等、青少年の健全育成を図る観点から施策を推進します。

6 救助・救急活動の充実

【第9次草津市交通安全計画における重点アクションプラン】

- 救助・救急体制の整備
 - ・普通救命講習会の開催
 - ・AED設置場所、施設の公表
 - ・防災フェア等各種イベントによる啓発活動の実施

(1) 救助・救急体制の整備

救助・救急体制の整備のため湖南広域消防局および関係機関が実施する次の業務を協力して行います。

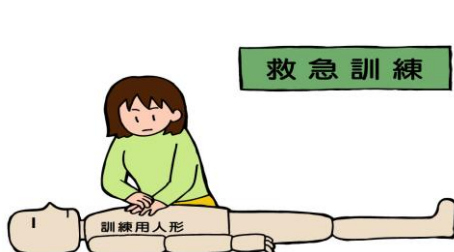
ア 救助体制の拡充

交通事故に起因する救助活動の増大および事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の拡充を図り、活動の円滑な実施を図ります。

イ 集団救助・救急体制の整備

交通事故等で多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、救助・救急体制の拡充を図るとともに、必要に応じて救急医療班等の出動を要請し、円滑な活動を図ります。

ウ 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進



現場におけるバイスタンダー（救急現場に居合わせた人）による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当について、消防局や保健所等が行う講習

会等、普及啓発に努めます。

このため、心肺蘇生法に関する基準等の応急手当の知識・実技の普及を図ることとし、消防局、保健所、医療機関、日本赤十字社、民間団体等の関係機関が行う、指導資料の作成および講習会の開催を支援するほか、救急の日、救急医療週間等の機会を通じて広報啓発活動に努めます。また、応急手当指導者の養成を積極的に行い、交通安全の指導に携わる者等に対しても広く知識の普及に努めます。

また、業務用自動車を中心に応急手当に用いるゴム手袋、止血帯、包帯等の救急用具の搭載を進めるよう関係機関に働きかけます。

加えて、学校においては、中学校、高等学校の教科「保健体育」において止血法や包帯法、心肺蘇生法等の応急手当について指導の充実を図ると

ともに、心肺蘇生法の実習や自動体外式除細動器（A E D）の知識の普及を含む各種講習会の開催により教職員の指導力の向上を図るよう関係機関に働きかけます。

エ 救急救命士の養成

（財）救急振興財団が行う救急救命士養成講習等を利用した計画的な救急救命士の養成を行うよう関係機関に働きかけます。

また、メディカルコントロール体制¹を強化することで、搬送途中の病院前救護活動の充実を図るよう関係機関に働きかけます。

オ 救助・救急施設の整備の推進

消防局における救助救急訓練用資機材の整備を図るとともに、消防本部への救助工作車、救助資機材、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の導入を推進するよう関係機関に働きかけます。

カ 防災ヘリコプターおよびドクターヘリによる救急業務の推進

消防局が、交通事故等による負傷者の搬送で防災ヘリコプターまたはドクターヘリを活用することが有効と判断した場合は、出動を要請し、緊急運航要項および救急活動基準に基づき防災ヘリコプターまたはドクターヘリを運航し救急業務の推進を図るよう関係機関に働きかけます。

（２）救急医療体制の整備

ア 救急医療機関等の整備

救急医療体制の基盤となる一次（初期）救急医療体制²の継続や充実・拡大に努め、緊急の手術や入院治療が必要な症例に対応する二次救急医療体制についても、その充実を図るよう関係機関に働きかけます。



また、救急医療機関の情報を収集し、救急医療情報を提供する「滋賀県広域災害・救急医療情報システム」を活用し、救急医療体制の整備・充実を図るよう関係機関に働きかけます。

イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等

救急医療に携わる医師を確保していくために、医師の卒前教育・臨床研修における救急医療に関する教育臨床が充実するよう関係機関に働きか

¹ メディカルコントロール体制：医学的観点から救急隊が行う応急処置等の質を保障する体制

² 一次(初期)救急医療体制：休日急患診療所と在宅当番医制により、比較的症状の軽い救急患者に対する診療

けます。

(3) 救急関係機関の協力関係の確保等

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防局等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、「傷病者の搬送および受入れの実施に関する基準」¹に基づき、救急医療機関内の受入れ・連絡体制の強化等を図るよう関係機関に働きかけます。

7 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進

【第9次草津市交通安全計画における重点アクションプラン】

○損害賠償の請求についての援助等

- ・交通事故相談所業務の円滑かつ適正な運営の推進
- ・交通事故相談活動の周知徹底

(1) 損害賠償の請求についての援助等

交通事故相談活動の推進

滋賀県立交通事故相談所等を活用し、市の広報紙の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知徹底を図り、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供します。

(2) 交通事故被害者支援の充実強化

自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

公益財団法人おりづる会が交通遺児に行う経済的・精神的な援助事業等を支援します。また、自動車事故対策機構が行う交通遺児等に対する生活資金貸付け、交通遺児育成基金の行う交通遺児育成のための基金事業等について情報提供をします。

¹ 傷病者の搬送および受入の実施に関する基準：平成21年の消防法改正に基づき、消防局による傷病者の搬送および医療機関による受入の迅速かつ適切な実施を図るために定める基準

第2章 鉄道交通の安全

第1節 鉄道事故のないまちを目指して

人や物を大量に高速かつ定時に輸送できる鉄道は、市民生活に欠くことのできない交通手段であり、列車の運行が高密化した現在の運行形態においては、ひとたび事故が発生すると、利用者の利便に重大な支障をもたらすばかりではなく、被害が甚大となります。



また、近年は駅のホームからの転落事故や投身自殺者が目立つことから、安全管理の面からも危険防止に対する広報活動や転落防止策等が講じられるよう鉄道事業者に要請していきます。

さらに、踏切事故等鉄道の運転事故や大惨事を引き起こす置石・投石等による鉄道妨害、線路内立入り等の外部要因による事故を未然に防止するために、市広報紙等を積極的に活用するほか、交通安全運動等の機会をとらえて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等による広報活動を鉄道事業者とともに積極的に行います。

鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防局、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化に努めます。

第3章 踏切道における交通の安全

第1節 踏切道における交通の安全についての対策

1 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点

踏切事故は、ひとたび発生すると多数の死傷者を生ずる等重大な結果をもたらします。そのため日頃から踏切の保安設備の点検や整備、交通規制等を実施し、効果的な安全対策を総合的かつ積極的に推進するよう関係機関に働きかけます。

2 踏切道における交通に関する安全施策

(1) 踏切保安設備の整備および交通規制の実施

踏切遮断機の保安設備の整備および交通規制の実施については、鉄道事業者に要請します。

(2) 踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

踏切事故は、直前横断、落輪等に起因するものが多いことから、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上および踏切支障時における非常ボタンの操作等について、広報活動等で周知徹底を図ります。

(別表)

■第9次草津市交通安全計画における重点アクションプラン

	実施内容	事業主体	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
道路交通環境の整備	○生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備・						
	・あんしん歩行エリア対策の推進・	国、県、市、警察					
	・路側帯カラー舗装整備事業 (通行量が多い、歩道未整備の市道において、路側帯にカラー舗装を行い、車道部分との区別を明確にすることで、歩行者、自転車の安全確保を図る。)	県、市					
	・草津駅、南草津駅円滑化促進(バリアフリー化)事業 (草津市バリアフリー基本構想における重点整備地区内の歩道の段差解消等の整備)	市					
	○幹線道路における交通安全対策の推進						
	・事故分析の充実および事故対策のノウハウの蓄積・活用の実施	国					
	○交通安全施設等整備事業の推進						
	・通学路対策事業(スクールゾーン等設置事業)	市					
	・区画線および防護さくの整備	国、県、市					
	○自転車利用環境の総合的整備						
	・自転車歩行者道、自転車道、自転車レーン等の整備	県、市、警察					
	・南草津駅東口における新設駐輪場の整備事業	市					
	・自転車安全環境推進事業にかかる補助金の交付	市					
	○交通需要マネジメントの推進						
	・コミュニティバス「まめバス」の運行	市					
	○災害に備えた道路交通環境の整備						
	・道路、橋梁等の補修、補強・	県、市					
	・災害発生時における迅速、的確な交通規制の実施	警察					
	○総合的な駐車対策の推進						
・草津駅前地下駐車場の利用促進	市						
・放置駐車違反に対する取締り活動の強化	警察						
○交通安全に寄与する道路交通環境の整備							
・道路パトロールの実施	国、県、市						
・地域ぐるみの学校安全推進事業(スクールガード活動事業)の実施	市						
交通安全思想の普及徹底	○段階的かつ体系的な交通安全教育の推進						
	・幼児、小中高大学生および老人クラブ等での交通安全教室の実施	市、警察					
	・交通安全高齢者師範学校の開催	県、市、警察					
	○効果的な交通安全教育の推進						
	・模擬道路、模擬信号機等を活用した交通安全教室の実施	市					
	・ジュニアリーダーの育成	市					
	○交通安全に関する普及啓発活動の推進						
	・春の全国交通安全運動街頭啓発の実施	県、市、警察					
	・夏の交通安全県民運動での啓発活動						
	・秋の全国交通安全運動街頭啓発の実施						
・年末の交通安全県民運動移動啓発の実施							
○市民の参加・協働の推進							
・学区、地区別事故防止啓発運動の実施	県、市、警察						
・交通安全対策推進事業補助金の交付	市						
安全運転の確保	○運転者教育等の充実						
・交通安全高齢者師範学校での指導	県、市、警察						
車両の安全性の確保	○自動車の検査および点検整備の充実						
	・検査、点検整備における啓発PRポスターの掲示	国、県、市、警察					
道路交通秩序の維持	○自転車の安全性の確保						
	・交通安全教室、交通安全高齢者師範学校での自転車安全点検の指導	県、市、警察					
救助・救急活動の充実	○交通の指導取締りの強化等						
	・悪質、危険、迷惑性の高い違反に重点をおいた取締りの強化	警察					
	・自転車利用者に対する指導取締りの推進						
○救助・救急体制の整備							
損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進	・普通救命講習会の開催	消防局					
	・AED設置場所、施設の公表						
	・防災フェア等各種イベントによる啓発活動の実施						
損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進	○損害賠償の請求についての援助等						
	・交通事故相談業務の円滑かつ適正な運営の推進	県					
	・交通事故相談活動の周知徹底	県、市、警察					